

次期静岡県健康増進計画 推進体制（案）

令和6年2月16日（金）
ふじのくに健康増進計画推進協議会

1

■ ふじのくに健康増進計画の推進体制

ふじのくに健康増進計画推進協議会

（生活習慣病予防対策連絡会）

- ・健康増進計画の策定、推進及び評価
- ・領域別計画の協議内容を総括し、全体的観点から協議

特定健診・特定保健指導推進協議会

（地域・職域連携推進協議会）

- ・特定健診等の実施方策、評価、データの活用等について協議
- ・生活習慣病の発症予防早期発見と重症化予防について協議

食育部会

- ・食育の推進
- ・食育推進計画に関する協議

運動・身体活動部会

- ・運動・身体活動の推進等

休養・こころ部会

- ・こころの健康の推進等

たばこ・アルコール・薬物部会

- ・たばこ対策の推進等

歯科保健部会 （静岡県民の歯や口の健康づくり会議）

- ・歯科保健の推進
- ・歯科保健計画に関する協議
計画の策定、評価等

生活習慣病連絡会

（二次医療圏地域・職域連携推進協議会）

- ・各地域における健康増進計画の推進等

賀茂

熱海

東部

御殿場

富士

中部

西部

- ・各地域の実情に応じて、「重症化予防連絡調整会議」、「食育連絡会」、「たばこ対策地域連携会議」、「圏域歯科会議」、「健康づくり推進連絡会」を開催
- ※各会議を兼ねる場合がある

【参考】各会議の根拠法

- ふじのくに健康増進計画推進協議会
健康増進法第9条
- 特定健診・特定保健指導推進協議会
高齢者医療確保法第19条
- 地域・職域連携推進協議会
地域保健法第4条、健康増進法第9条

領域別に進める健康づくり

地域別の健康課題解決と
特長をいかした健康づくり

健康寿命の延伸を目指す健康づくり / 地域の場の力を活用した健康づくり

2

しずおか健康会議の体制

しずおか健康会議

- ・ 経済団体、医療関係者、保険者、有識者、行政等の連携・協力による健康増進の取組について協議
- ・ その他県民の健康寿命を延伸するために必要な事項について協議

しずおか健康会議の設立趣旨

全ての県民の願いである「いつまでも健やかで長生きする」ことを実現するために、全国トップクラスの健康寿命を更に延伸し、平均寿命との差を縮めていく必要がある。

これまでに、行政、経済団体、医療関係者、保険者、大学等、それぞれが、健康寿命延伸のための取組を進めてきたが、今後は、相互の連携を一層強化し、本県における健康課題の解決に向けた具体的な対策に取り組んでいくことが重要である。

こうした認識のもと、我々「しずおか健康会議」は、それぞれが努力するとともに、力を合わせて以下の10の取組を進めていく。

しずおか健康会議が取り組む10の項目

1 特定健診受診率・特定保健受診率を向上	2 生活習慣病を発症予防・重症化防止	3 科学的知見に基づき研究成果を活用	4 健康経営に取り組む事業所を増加	5 栄養バランスのよい食生活を推進
6 運動する習慣のある人を増加	7 積極的な社会参加を推進	8 心の健康を維持	9 望まない受動喫煙を防止・喫煙率を低下	10 オーラルフレイル対策を推進

(参考)

地域版日本健康会議開催要項(2022年版)より抜粋

- ・ 経済界、医療界、保険者団体など多くの関係者と協力し、新宣言達成を通じて予防・健康づくりを進め、健康寿命延伸と生涯現役社会の実現を図る。
- ・ 更なる予防・健康づくりの活動の推進を共に議論するとともに、地域で大きな効果を上げている予防・健康づくりの施策、事例を全国に広げる、いわゆる「好事例の横展開」を図る。

「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」

- 宣言1：地域づくり・まちづくりを通じて、生活していく中で健康でいられる環境整備に取り組む自治体を1,500市町村以上とする。
- 宣言2：47都道府県全てにおいて、**保険者協議会**を通じて、加入者及び医療者と一緒に予防・健康づくりの活動に取り組む。
- 宣言3：保険者とともに**健康経営**に取り組む企業等を10万社以上とする。
- 宣言4：加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて**学ぶ場**の提供、及び**上手な医療のかかり方**を広める活動に取り組む、保険者を2,000保険者以上とする。
- 宣言5：感染症の不安と共存する社会において、**デジタル技術**を活用した生涯を通じた新しい予防・健康づくりに取り組む保険者を2,500保険者以上、医療機関・薬局を20万施設以上とする。

(日本健康会議ホームページより)

3

令和6年度以降の推進体制

- 「ふじのくに健康増進計画推進協議会」と「しずおか健康会議」を統合して運営する。

ふじのくに健康増進計画推進協議会 (生活習慣病予防対策連絡会)

<設置目的>
県民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指し、いきいきとした健康社会の実現を語ること

しずおか健康会議

<設置目的>
県内の経済団体、医療関係者、保険者、有識者、行政等の幅広い関係者が、連携・協力しながら県民の健康寿命の延伸を図ること

健康増進推進協議会(仮称)

(生活習慣病予防対策連絡会・しずおか健康会議)
<設置目的>
次期健康増進計画の推進・進捗管理
県民の健康寿命の延伸に向けた取組の推進

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

実効性を高める取組

4

しずおか健康会議設置要綱

(設置)

第1条 県内の経済団体、医療関係者、保険者、有識者、行政等の幅広い関係者が、連携・協力しながら、県民の健康寿命の延伸を図ることを目的とした取組を協議するため、しずおか健康会議（以下「健康会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 健康会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 経済団体、医療関係者、保険者、有識者、行政等の連携・協力による健康増進の取組
- (2) その他県民の健康寿命を延伸するために必要な事項

(構成)

第3条 健康会議は、別表に掲げる団体等をもって構成する。

(会議)

第4条 健康会議は、知事が招集する。

- 2 健康会議の議長は、県の出席者をもって充てる。
- 3 知事は、必要に応じ、議事に関係する者に出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 健康会議の庶務は、健康福祉部健康局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体等
一般社団法人静岡県経営者協会
一般社団法人静岡県商工会議所連合会
静岡県商工会連合会
静岡県中小企業団体中央会
一般社団法人静岡県医師会
一般社団法人静岡県歯科医師会
公益社団法人静岡県薬剤師会
公益社団法人静岡県看護協会
全国健康保険協会静岡支部
健康保険組合連合会静岡連合会
静岡県国民健康保険団体連合会
静岡県後期高齢者医療広域連合
地方独立行政法人静岡県立病院機構
公益財団法人しずおか健康長寿財団
静岡県公立大学法人静岡県立大学
国立学校法人浜松医科大学
静岡州市長会
静岡県町村会
静岡県